

武力攻撃事態における我が国の海上交通に関する研究

著者	吉野 慎剛
学位名	博士（海洋科学）
学位授与機関	東京海洋大学
学位授与年度	2018
学位授与番号	12614博甲第524号
権利	全文公表年月日：2019-06-24
URL	http://id.nii.ac.jp/1342/00001739/

【課程博士】（博士論文審査及び最終試験の結果要旨）

学生氏名：吉野 慎剛

博士論文題目：武力攻撃事態における我が国の海上交通に関する研究

博士論文審査：

学生から提出された博士論文について公開発表会が2月18日に行われ、審査委員と学生の間で質疑応答が繰り返さされ、その結果、本研究は博士論文としての質を十分に確保しているとの結論に至った。

本研究は、我が国法制度では「武力攻撃事態」と定義される、いわゆる「有事」における我が国の民生用海上輸送について、その歴史の変遷と海戦法規の解釈、商船の運航を実行する基本的要素である用船契約と海上戦争保険、船員雇用契約等を詳細に検討・評価しつつ、同時に海運実務者の視点に立って、近年著しく国際化が進む日本商船隊の在り方を分析・研究したものである。

海戦法規においては、武力紛争当事国にとっては戦域であっても、紛争に係わらない中立国にとっては公海自由原則の海域であるという特徴が見てとれる。海戦法規が認めている海上経済戦手段は捕獲と封鎖と攻撃であるが、何らかの敵性を示さない限り中立国船舶による海運は遮断されない。他方、武力攻撃事態における外国人船員の乗組みについては、有事においても海戦法規上の保護を失わない中立国船舶でなければこれを期待することはできない。

外航日本商船隊については、現在その大半を外国籍船と外国人船員に頼っており、非常時に備えて日本籍船と日本人船員の増加を目指す政策が追求されている。しかし本研究によれば、平時における自然災害等の非常時と武力攻撃事態とでは海上貿易交通維持のための政策は相反する性格を持たざるをえず、日本商船隊においては中立国船を使用するほうが、有事における我が国国民の生命線をより生き長らえさせる可能性が指摘される。一方、運航システムの構造上、武力攻撃事態において外航商船は中立国で運航を中断するか、我が国を抜港する可能性が高く、その運航は遮断されずとも、自ら停止することが予想される。そのため本研究は、運航停止の主因と見られる用船契約と海上戦争保険については、武力攻撃事態における失効を予防する事前対策を提案している。

いわゆる有事における民生用海上輸送を検討した国内外の学術研究は、寡聞にして乏しい。その中で本研究は、海上貿易交通の現場において長きに渡る経験と知識を蓄積してきた筆者が、本学博士前期課程・後期課程在籍中に培われた専門的知識と問題意識に基づく学術的課題として本研究テーマを設定し、海運や武力攻撃事態に関連する法規や諸規則・資料を、内外を問わず余すところなく蒐集・調査・分析・評価して構成したものであり、その新規性並びに学術的意義と水準は極めて高い。又、海運を取り巻く実務的背景や現状にも踏み込みつつ、有事における日本商船隊の在り方について提言を加えるなど、その独創性・応用的価値についても高く評価される。以上の内容から、学生から提出された博士論文は、国内外の研究の水準に照らし、本研究分野における学術的意義、新規性、独創性及び応用的価値を有しており、博士の学位に値することを審査委員一同確認した。

最終試験の結果要旨：

最終試験は2月18日に行われた。審査委員一同出席の下、学生に対して、博士論文の内容について最終確認のための質疑応答を行い、その内容は十分であった。一方、専門知識については、公開発表会当日の質疑応答時や予備審査時でのディスカッションを含め十分であると審査委員一同確認した。又、本研究にかかわる講演発表は国内学会にて1回行っており、学術論文は2編が単著として公表済み（吉野慎剛『地域文化研究』第18号、249-273、2017；吉野慎剛『日本海洋政策学会誌』第8号、82-93、2018）であることを確認した。合同セミナーについて、既定の学習時間および出席回数を満たしていることを確認した。学生は一級海技士（航海）として長年に渡って外航海運業に従事し豊富な国際経験を有していることから、外国語の学力についても問題ないと判断した。又、大学院海洋科学技術研究科が指定した研究者倫理教育を修了していることを確認した。以上から、学生について博士論文審査、最終試験とも合格と判定した。